

広島県教育委員会教育長訓令第一号

県立学校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「收受」の下に「及び交付」を加え、「それぞれ広島県立学校におけるファクシミリ装置による通信文書取扱要領（以下「ファクシミリ文書取扱要領」という。）又は広島県立学校電子メール取扱要領（以下「電子メール要領」という。）を「広島県立学校電子文書等取扱要領（以下「電子文書等取扱要領」という。）」に改める。  
第三十一条第二項中「ファクシミリ文書取扱要領又は電子メール要領」を「電子文書等取扱要領」に改める。

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。